

# 那珂市議会 総務生活常任委員会記録

開催日時 令和4年12月8日(木) 午前10時

開催場所 那珂市議会全員協議会室

出席議員 委員長 富山 豪 副委員長 關 守  
委員 木野 広宣 委員 萩谷 俊行  
委員 君嶋 寿男

欠席議員 なし

会議事件説明のため出席した者の職氏名

副市長 玉川 明	企画部長 大森 信之
秘書広聴課長 海野 直人	秘書広聴課長補佐 鈴木 伸一
政策企画課長 篠原 広明	財政課長 大内 正輝
財政課長補佐 照沼 克美	総務部長 渡邊 荘一
総務課長 加藤 裕一	総務課長補佐 小泉 友哉
管財課長 川崎 慶樹	管財課長補佐 稲田 政徳
瓜連支所長 片野 弘道	市民生活部長兼危機管理監 玉川 一雄
防災課長 石井 宇史	防災課長補佐 桧山 和幸
市民協働課長 秋山 光広	市民協働課長補佐 平野 玉緒
市民課長 関 雄二	市民課長補佐 会沢 正志
環境課長 綿引 稔	環境課長補佐 荻津 厚緒
消防本部消防長 鈴木 将浩	消防本部総務課長 小田部 茂生
消防本部総務課長補佐 寺門 薫	

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 会沢 義範	次長 横山 明子
次長補佐 大内 秀幸	

会議事件

(1) 議案第56号 那珂市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

…原案のとおり可決すべきもの

(2) 議案第57号 那珂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

…原案のとおり可決すべきもの

(3) 議案第58号 那珂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

…原案のとおり可決すべきもの

(4) 議案第59号 那珂市特別職の職員で常勤のものものの給与及び旅費に関する条例の一部

を改正する条例

…原案のとおり可決すべきもの

(5) 議案第60号 那珂市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

…原案のとおり可決すべきもの

(6) 議案第61号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

…原案のとおり可決すべきもの

(7) 議案第63号 那珂市個人情報の保護に関する法律施行条例

…原案のとおり可決すべきもの

(8) 議案第64号 那珂市情報公開条例

…原案のとおり可決すべきもの

(9) 議案第65号 那珂市情報公開・個人情報保護審査会条例

…原案のとおり可決すべきもの

(10) 議案第66号 那珂市職員の高齢者部分休業に関する条例

…原案のとおり可決すべきもの

(11) 議案第67号 令和4年度那珂市一般会計補正予算(第6号)

…原案のとおり可決すべきもの

(12) 議案第71号 建設工事請負契約の締結について

…原案のとおり可決すべきもの

(13) 議案第72号 公の施設の指定管理者の指定について

…原案のとおり可決すべきもの

(14) その他

- ・令和4年度第2回議員研修会の開催について
- ・議員と語ろう会について
- ・調査事項について

議事の経過(出席者の発言内容は以下のとおり)

開会(午前10時00分)

委員長 おはようございます。

本日は、総務生活常任委員会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。  
小泉委員長の議員辞職に伴いまして、今回より委員長の職を務めます富山でございます。  
ままならぬ点、多々ございますが、皆様のご協力によりスムーズな進行にしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

開会前にご連絡いたします。

新型コロナウイルス感染症対策のため、委員会出席者並びに傍聴される方につきましては、マスクの着用、また入り口付近に設置しております消毒液において手指の消毒をお

願いをいたします。

また、換気のため廊下側のドアを開放して常任委員会を行います。ご理解、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

会議は公開しており、傍聴可能といたします。

また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送いたします。会議内での発言は必ずマイクを使用し、簡潔かつ明瞭をお願いいたします。

携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにするなど、ご配慮をお願いします。

ただいまの出席委員は全員であります。欠席委員はございません。定足数に達しておりますので、これより総務生活常任委員会を開会いたします。

会議事件説明のため、副市長ほか関係職員の出席を求めています。

職務のため、議長及び議会事務局職員が出席しております。

ここで、議長よりご挨拶をお願いいたします。

議長 皆さん、おはようございます。総務生活常任委員会にご参集いただきまして、誠にご苦労さまです。

今日は会議事件が結構あるわけですが、スムーズな進行と、また執行部の皆様におかれましては分かりやすい説明をお願いして、簡単でございますが挨拶に代えさせていただきます。今日は誠にご苦労さまです。

委員長 ありがとうございます。

続いて、副市長よりご挨拶をお願いいたします。

副市長 改めまして、おはようございます。

まず、新型コロナウイルス感染症の関係でございますけれども、国のほうでは類型の見直しという議論もございますが、ご案内のとおり、小中学校の状況を見ると30人を超えるというような、第7波を超えるような日が見られます。職員の感染も連日続いておりまして、市中には相当蔓延しているのかなというふうな感じを持っております。今のところ行動宣言、年末年始にかけてかけるような国とか県の動き見られませんが、ご承知のとおり、過去2年間、年末年始にかけて感染者数が増加していくという状況でございますので、ワクチン接種の加速化、それから基本的な感染対策、この継続は必要かなというふうに感じているところでございます。

本日執行部から提案している議案につきましては、条例関係が10件、補正予算関係1件、その他2件でございます。慎重なご審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員長 ありがとうございます。

本委員会の会議事件は、別紙次第のとおりであります。

これより議事に入ります。

議案第67号 令和4年度那珂市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

財政課より一括して説明を願います。

財政課長 財政課長の大内です。ほか関係職員が出席しております。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、議案第67号をご覧ください。

議案第67号 令和4年度那珂市一般会計補正予算（第6号）について、ご説明いたします。

5ページをお願いいたします。

第3表 債務負担行為補正になります。

追加になります。

事項、期間、限度額の順にご説明いたします。

広報なか印刷製本業務、令和4年度から令和5年度まで、981万6,000円。

高速道路休憩施設広告、令和4年度から令和5年度まで、105万6,000円。

財務会計システム等運用事業、令和4年度から令和5年度まで、785万4,000円。

コミュニティセンターAEDレンタル、令和4年度から令和9年度まで、94万8,000円。

ふれあいセンターよしの空調設備保守点検、令和4年度から令和5年度まで、74万8,000円。

ふれあいセンターよこぼり空調設備保守点検、令和4年度から令和5年度まで、68万2,000円。

らぼーる空調設備保守点検、令和4年度から令和5年度まで、239万1,000円。

2つ飛ばしまして、指定ごみ袋作成業務、令和4年度から令和5年度まで、3,094万7,000円。

2つ飛ばしまして、防災行政無線保守点検業務、令和4年度から令和5年度まで、825万円。

変更になります。

議会だより印刷製本業務、補正後限度額148万2,000円。なお、期間につきましては補正前と同じになります。

9ページをお願いいたします。

款、項、目、補正額の順にご説明いたします。

歳入になります。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金4,181万1,000円。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金19万円。2目民生費国庫補助金47万5,000円。6目教育費国庫補助金14万円。

16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金2,090万6,000円。2目衛生費県負担金90万円。

16款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金20万円。

16款県支出金、3項委託金、1目総務費委託金5万5,000円。

10ページをお願いいたします。

2段目になります。

18款寄付金、1項寄付金、2目ふるさとづくり寄付金1,500万円。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金1億2,837万6,000円。

21款諸収入、4項雑入、4目雑入9万3,000円。

22款市債、1項市債、8目教育債270万円。

11ページをお願いいたします。

歳出になります。

1款議会費、1項議会費、1目議会費23万1,000円。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費350万9,000円。3目財政管理費11万円。

5目財産管理費781万1,000円。12ページをお願いいたします。7目コミュニティ費901万6,000円。12目支所費252万8,000円。14目諸費830万3,000円。

13ページをお願いいたします。

中段になります。

2款総務費、2項徴税费、1目税務総務費112万円。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費101万円。

14ページをお願いいたします。

2款総務費、5項統計調査費、2目各種統計調査費5万5,000円。

16ページをお願いいたします。

下段になります。

4款衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費1万7,000円。

18ページをお願いいたします。

下段になります。

8款消防費、1項消防費、1目常備消防費129万4,000円。19ページをお願いいたします。5目災害対策費63万5,000円。

22ページをお願いいたします。

下段になります。

11款公債費、1項公債費、2目利子129万7,000円。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

木野委員 12ページのほうなんですけれども、らぼーるの管理事業で金額出ていますけれども、これは、現在雨漏りとかしていると思うんですけれども、それも踏まえての管理事

業になりますか。

市民協働課長 市民協働課の秋山です。よろしくお願いいたします。

12ページのらぼーる管理事業について、まず光熱水費については電気料の値上げ分の補正になります。また、委託料につきましては、今委員がおっしゃるとおり、らぼーるの雨漏りの修繕計画を今後立てるに当たって、屋根の大規模修繕が必要であることから、屋根の改修に係る費用を算出するための調査設計の委託料になっております。以上です。

委員長 ほかがございませんか。

私から。AEDの設置なんですが、これ使用頻度ってどのくらい使われていますか。使われないほうがいいんでしょうけれども。

市民協働課長 1回もこの5年間で使用した経緯はございません。

委員長 あともう一つ伺います。

マイナンバー、今普及に努めておりますが、どのぐらい普及率って上がってきていますか。

市民課長 現在、申請率でございますが、59.1%でございます。

委員長 これってほかの市町村と比べてどうなんですか。この数字というのは、高いか低いかって分かりますか。

市民課長 茨城県の平均でございますが、64.5%になりますので、そこからすると下回っている状況でございます。

委員長 これ広報、周知のほうというのはやはりいろいろやっていると思うんですが、LINEなんかでもやっていますよね、周知。でもやはりなかなか増えてこないという現実があるんだと思うんですけれども、ほかに何か周知方法というのは考えていますか。

市民課長 現在も広報紙、あとはホームページ、LINE、SNSの方法で周知しているところでございます。そのほか、今後取り組んでおります小規模グループへ出向いて出張申請しますというところについては、回覧板などを活用して周知しているところでございます。以上です。

委員長 ほかがございませんか。

關委員 5ページの債務負担行為補正なんですけれども、その2段目の高速道路休息施設広告というのは、休息施設はどこなのか、それと広告はどういう方法で広告するのか、お聞かせください。

秘書広聴課長 秘書広聴課、海野です。よろしくお願いいたします。

大変申し訳ございません。質問のほうは、こちらちょっと聞こえづらくて、申し訳ございませんが、もう一度お願いできますでしょうか。

關委員 5ページ債務負担行為補正で、高速道路休息施設広告とありますが、これはどこの場所のことを言っているのか、それと広告の周知方法というのはどういうふうにするのでしょうか。

秘書広聴課長 場所のほうになります。常磐道の下り線、守谷サービスエリア、また友部のサービスエリア、あと北関東自動車道の笠間パーキングエリア、これは集約になりますが、上り下りどちらも、1つになりますけれども、そちらの合計3か所にポスターのほうを掲示させていただいております。以上です。

關委員 その広告の内容とはどういう内容なんですか。

秘書広聴課長 主な内容としましては、年に4回ほどポスターのほうを掲示させていただくことになっております。時期的なものとして、4月、8月、10月、12月という時期に掲載を予定してございますが、内容につきましては、例えば、八重桜まつりであったり、夏に行われるひまわりフェスティバル、こういったものに合わせたポスターのイメージをつくりまして、高速道路の利用者の方に那珂市のPRということで掲載のほうしております。

以上でございます。

關委員 ありがとうございます。

それともう二つほど、コミュニティと図書館のAEDレンタルとありますが、レンタル料というのは年間にすれば、令和4年から令和9年までですから、6分の1ということでレンタル料はよろしいのでしょうか。

市民協働課長 6分の1でございます。

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第67号を採決いたします。

財政課長 財政課になります。

今市民協働課のほうで回答いたしましたAEDのレンタルでございますが、6分の1ではなくて5分の1になります。債務負担行為のほうについては6年間になってはいますが、初年度は契約年になりますので、債務の執行は翌年からになる形になるので、実質的には5年間なので、金額としては5分の1になるというところで、訂正させていただきます。

委員長 これより議案第67号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第67号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。執行部の入替えをお願いいたします。

休憩(午前10時18分)

再開（午前10時19分）

委員長 再開いたします。

財政課が出席いたしました。

議案第71号 建設工事請負契約の締結についてを議題といたします。

執行部より説明を願います。

財政課長 引き続き財政課になります。ほか関係職員が出席しております。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、議案第71号をご覧ください。

議案第71号 建設工事請負契約の締結について、ご説明いたします。

提案理由といたしましては、（仮称）四中学区コミュニティセンター新築工事に係る建設工事請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

内容といたしましては、契約の目的、那協第2号（仮称）四中学区コミュニティセンター新築工事。契約の方法、一般競争入札による契約。契約の金額、7億5,394万円。契約の相手方、茨城県日立市幸町2丁目18番5号、日立土木・東康特定建設工事共同企業体、共同企業体代表者、日立土木株式会社代表取締役須田要介でございます。

次のページをお願いいたします。

工事概要でございます。構造、鉄筋コンクリート造。階数、2階建て。建築面積1,214.33平米。延床面積1,701.88平米。建築工事、電気設備工事、機械設備工事、外構工事一式になります。

以上でございます。よろしくお願いたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

君嶋委員 ちょっとお聞きしたいんですけども、今回契約の相手方ということで2社、共同企業体ということで契約したと思いますが、この業者って那珂市内ではないですね。今住所見るとというか、会社名見ると。本来なら、今まで私ちょっと記憶にあるのは、JV組むときには1社は必ず市内の業者とというような条件がついていたかなというのがあったんですけども、そういう条件は今ないんですか、お伺いいたします。

財政課長 JVの要件につきましては、市内の業者のほうも含めまして一般競争入札の要件にしております。これまでも、結果として市内の業者が入ったところが落としたという形にはなっておりますが、今回は市内の業者と組んだところも当然入札には参加はしておりますけれども、最終的に落札したのがこの日立土木・東康の企業体という形になったという内容でございます。

君嶋委員 そうすると、入札には市内、市外、JV組むのは別に構わないということでの規定で出しているんですか。

財政課長 そのとおりでございます。代表構成員の、JVの頭のほうの部分の要件と、その下につきます構成員の要件という形で出している形になります。

要件といたしましては、今回の要件からしますと、市外の企業体のほうがより要件としては高く設定されていますので、市内の業者のほうが比較すれば入りやすい形の設定にはしてはおります。そこの違いは市内と市外では設けておりますけれども、その要件に合えば構成員のほうで市外の方が組むということは否定はしていないという、そういう内容の要件になってございます。

君嶋委員 要件だけ合えば市内、市外の入札の権利はあるということですね。

ただ、今まで、地元業者育成というのも大事だと思うんです。やはり、その条件を少し下げて市内の業者を入りやすくはしているという説明ありましたけれども、できる市内の業者もいるわけですから、やはりできるだけ市内の業者の育成も含めた入札方法も取っていただければと思います。こういう大きい事業って数少ないと思いますけれども、どうしても今回市外の業者のJV、企業体ということで落札したみたいですが、できる限り、本来は市内の業者育成も踏まえたやり方でやっていただければなと私は思うんで、そういうところも検討していただければと思います。

あと、ちょっと1点。やはり落札もいろいろ。低ければいいという問題じゃなくて、きちんと作業、仕事していただかなければいけないと思いますので、その点もよろしくお願いをいたします。

委員長 ほかがございせんか。

私から。

コミュニティセンター、多分恐らく防災拠点としての役割もかなり果たすと思うんですけれども、防災機能というのは仕様の中に何か含まれている部分ってありますか。

市民協働課長 市民協働課の秋山です。よろしくお願いたします。

防災倉庫を設けて備蓄を計画する倉庫自体の位置づけはございます。

委員長 ソーラーとか、ああいうのはつけないんですか。

市民協働課長 ソーラーはつきます。あと防災井戸を予定しております。

委員長 あともう一点。一番今物価高騰のときに入札を行ってこの値段が出ているとは思いますが、今後またものの値段というのは多分上がっていくのかなと思うんですが、今後この金額にまた補正上乘せなんということは今後も起こり得ることなのか伺います。

財政課長 基本的には、入札した金額ですので、この金額とは考えておりますけれども、要件の中に、当然今こういう状況でございますので、相当上がった場合については、それはまた請負サイドのほうとの協議という話にはなってくるかと思えます。

委員長 分かりました。

ほかがございせんか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第71号を採決いたします。

本案は原案のとおりに決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第71号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。執行部、入替えをお願いいたします。

休憩(午前10時27分)

再開(午前10時28分)

委員長 再開いたします。

総務課が出席いたしました。

議案第56号 那珂市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部より説明を願います。

総務課長 総務課長の加藤でございます。ほか関係職員3名が出席しております。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、ご説明いたします。

議案第56号 那珂市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例。

那珂市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由でございます。デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことに伴い、同法の規定を引用している本条例の一部を改正するものです。また、市が独自に個人番号を利用できる事務について本条例の別表に規定していますが、現在は個人番号を利用していないものがあるため、これを削除するとともに、条文の規定方法、引用法令等について必要な改正を行うものです。

2ページから10ページが改正本文となっております。11ページから31ページが新旧対照表となっております。32ページから34ページが改正の概要となっております。

32ページをご覧くださいと思います。

主なものを説明いたします。

それでは、32ページの本則等で、第1条、第7条でございます。定義でございます。

定義の引用元である行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律で、特定個人情報の提供を規定する条文の条番号が改正されたことに伴い、条例における引用先を改正するものです。

続きまして、32ページの第4条の個人番号の独自利用でございます。

個人番号の利用について規定する第4条の内容を第4条から6条までの3つの条に分割し、見出しをつけるものでございます。

それから、33ページでございます。

33ページの別表第1、個人番号の独自利用ができる事務及び34ページの別表第2になります。個人番号を利用して庁内連携ができる独自利用事務により規定される個人番号利用事務に現在は個人番号を利用していない事務があるため、削除するものでございます。削除する項目は、ご覧のとおりでございます。

34ページになります。

附則としまして、本条例は公布の日から施行するものでございます。

説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第56号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第56号は原案のとおり可決すべきものと決定いたします。

次に、議案第57号 那珂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び議案第58号 那珂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例並びに議案第59号 那珂市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は、関係があるため一括して議題といたします。

執行部より説明願います。

総務課長 それでは、説明資料、議案第57号、58号、59号の説明資料をご覧いただきたいと思っております。

それでは、ご説明いたします。

令和4年、人事院勧告に伴う条例整備について。

まず経緯でございます。令和4年8月に発出された人事院勧告に準じて、同勧告内容を実現するべく、条例について所要の改正を行うものでございます。

目的でございます。次の条例について、所要の改正をしようとするものです。(1)那珂市職員の給与に関する条例。給与条例でございます。こちらが議案第57号になります。

(2)那珂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例。任期付職員条例。こちらが議案第58号になります。(3)那珂市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例。こちら特別職給与条例。こちらが議案第59号になります。

改正概要でございます。まず(1)の給与条例関係でございます。アとしまして、給料表の改正になります。人事院勧告における官民格差0.23%、921円の解消のため、若年層を重点において改正するものでございます。なお、雇用職についても、行政職との均衡を図る観点から、就業規則において改正をいたします。当該改正については、令和4年4月1日から遡及適用します。イとしまして、勤勉手当支給月数の増でございます。これも人事院勧告に基づきまして、一般職の職員の勤勉手当の支給月数の増、年間で再任用以外0.1月、再任用0.05月を行うものです。なお、令和4年度については12月勤勉手当で措置し、令和5年度以降については6月及び12月の勤勉手当で均等に配分いたします。

(2)としまして、任期付職員条例関係でございます。アでございます。給料表の改正でございます。人事院勧告に基づきまして、任期付職員の給料表について改正を行うものです。こちら4月1日から遡及適用いたします。イでございます。期末手当支給月数の増。人事院勧告に基づき、特定任期付職員の期末手当の支給月数の増、年間で0.05月を行うものです。

2ページ目をお願いいたします。

(3)特別職給与条例関係でございます。アでございます。期末手当支給月数の増。こちら人事院勧告及び国の取扱いに倣い、特別職については期末手当の支給月数の増、年間で0.05月を行うものです。イでございます。議員関係でございます。議員の期末手当支給月数は、那珂市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第5条で、特別職給与条例の適用を受ける市長等の例によることとされているため、特別職給与条例の改正に伴い、自動的に支給月数が増となります。

その下の参考資料でございますが、2ページから4ページが参考資料となっておりますので、ご確認をお願いいたします。

その次のページから、それぞれ、議案第57号、58号、59号の議案、改正条例、新旧対照表、改正する条例の概要となっております。お目通しをお願いいたします。

以上で、議案第57号、58号、59号の説明を一括でさせていただきました。よろしくお願いたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

採決の前に委員の皆様にお諮りいたします。

ただいまの議案3件につきまして、関連するものでありますので、3件を一括して採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしとのことですので、これより議案第57号、議案第58号、議案第59号を一括して採決いたします。

本案は原案のとおりに決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第57号、議案第58号、議案第59号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第60号 那珂市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例及び議案第61号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例並びに議案第66号 那珂市職員の高齢者部分休業に関する条例は、関係があるため一括して議題といたします。

執行部より説明を願います。

総務課長 それでは、議案第60号、61号、66号の説明資料をお開き願います。

それでは、ご説明いたします。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う定年引上げに関連する条例整備についてでございます。

まず、条例制定の背景と趣旨でございます。

背景でございます。

少子高齢化が急速に進展し、若年労働力人口が減少する中で、質の高い行政サービスを維持していくためには高齢層職員の能力及び経験を積極的に活用していくことが必要不可欠な状況となっています。国家公務員法等改正法により国家公務員の定年が段階的に65歳まで引き上げられることを踏まえ、地方公務員法についても令和3年6月11日に改正法が公布されたことから、那珂市においても職員の定年引上げに関連する条例及び規則等について、所要の改正を行うものでございます。

趣旨でございます。

現在、那珂市で任用している正規職員の定年を段階的に65歳まで引き上げると同時に、組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するために管理監督職務上限年齢制を導入します。また、定年が引き上げられることと同時に、高齢層職員の多様な働き方が担保されるよう、定年前再任用短時間勤務制、高齢者部分休業について定めるとともに、定年前職員への情報提供や意思決定に関して、十分な措置を講じるための改正を行います。

(3) 段階的な定年引上げのスケジュールでございます。

この表のとおり、一番下の段でございますが、昭和42年4月2日から昭和43年4月1日生まれの方が令和14年度定年退職となると制度が完成となります。それ以前の生年月日の方は、段階的に2年ごとに1歳ずつ定年年齢が延びることとなります。

次のページをお開き願います。

先ほど申し上げました特に大きく変更になる点について、ご説明いたします。

(4) でございます。管理監督職務勤務上限年齢制の概要でございます。

定年が引き上げられることにより、現在の管理監督職が引き続き任用を継続されることは昇進、昇給などの組織人材の活用に停滞を招くこととなることから、管理監督職としての勤務上限年齢を60歳に設定するものでございます。

その下の表をご覧くださいと思います。

2段目でございますが、管理監督職務上限年齢は60歳までとさせていただきます。60歳に達した職員の給与につきましては、60歳に達した以降の最初の4月1日にそれまで受けていた給料月額7割水準に減額させていただきます。

続きまして、(5) 定年前再任用短時間勤務職員の概要でございます。

定年引上げにより65歳までフルタイムで勤務することを原則とする中、60歳以降の職員の多様な働き方のニーズに対応するため、60歳以降に退職した職員を、本人の意向を踏まえ、短時間勤務の職で再任用することができる制度でございます。

下の表をご覧ください。

現行の再任用短時間勤務との変更点でございますが、2段目、職の異動ということで、退職後は短時間勤務の職に再任用ということになります。それから、5段目でございます。給与は条例の定年前再任用短時間勤務職員の給与に準ずるところです。それから、その下の段の任期でございます。常勤職員の定年退職日に当たる日までとなります。

続いて、3ページをご覧くださいと思います。

2番でございます。定年引上げに関連する条例改正の概要でございます。

那珂市職員の定年に関する条例の一部を改正する条例については、今回の制度改定に伴う主たる条例改正であることや、改正附則で定める経過措置等の事項も多いため、単独での改正とし、その他定年引上げに関連する条例については、地方公務員法の一部を改

正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例において一括して改正を行うものです。

また、高齢層職員の多様な働き方を確保するために、那珂市職員の高齢者部分休業に関する条例を提案するものでございます。

3番、那珂市職員の定年に関する条例の一部を改正する条例の概要でございます。

先ほどご説明しました管理監督職務勤務上限年齢制が第6条から第11条まで、定年前再任用短時間勤務制が第12条から第13条までとなります。

(2) 施行日は令和5年4月1日でございます。

続きまして、次のページ、4ページをお開き願います。

4、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の概要でございます。

定年引上げに関連する条例の一部改正の概要でございますが、4ページから6ページまでの、それぞれ、アからコまでの条例改正を一括で行います。ご確認いただきたいと思っております。

続きまして、6ページでございます。

6ページの(2)でございます。

定年引上げに関連し、廃止する条例でございます。那珂市職員の再任用に関する条例は廃止いたします。

(3) 施行日でございます。

令和5年4月1日でございます。

続きまして、その下、5になります。

那珂市職員の高齢者部分休業に関する条例の概要でございます。こちらが議案第66号になります。

制度の概要でございます。

加齢による諸事情への対応、地域ボランティア活動への従事などの地域貢献等を想定し、定年退職前に先行的に休業を取得できる制度として、高齢者部分休業制度を新規制定するものでございます。

高齢者部分休業は、1週間当たりの勤務時間の2分の1を上限に、5分単位で取得できるものとし、勤務しない時間については給料から減額となります。

なお、高齢者部分休業制度については、従前より地方公務員法において定められておりましたが、定年引上げに伴い、高齢層職員の多様な働き方を確保するため、那珂市においても今回導入するものでございます。

7ページをお願いいたします。

(2) 定年前再任用短時間勤務制と高齢者部分休業の比較でございます。

まず、1段目、職員の身分でございますが、高齢者部分休業制度につきましては、期限

の定めのない常勤職員となります。

それから、4段目でございます。制度利用可能年齢でございます。高齢者部分休業制度は55歳以降制度が利用できることといたします。

その下、給与でございます。勤務しない時間については減額して支給となります。

その他でございます。フルタイム勤務への復帰が可能でございます。

(3) 条例の概要でございますが、先ほどご説明したとおりでございます。お目通しをお願いいたします。

(4) 施行日でございます。令和5年4月1日からでございます。

次のページから、議案第60号の議案、改正条例、新旧対照表、改正する条例の概要となります。その後、議案第61号の同じく議案、改正条例、新旧対照表、条例の概要です。それから、少し飛びまして、議案第66号の議案、条例、条例の概要となっております。

以上、議案第60号、61号、66号の説明を一括でさせていただきました。よろしく願います。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

木野委員 内容は分かったんですけども、捉え方としては今までの再任用職員と同じ内容になるんですかね。

総務課長 同じ内容でございます。

委員長 ほかに質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

採決の前に委員の皆様にお諮りいたします。

ただいまの議案3件につきましては、関連するものでありますので、3件を一括して採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしとのことですので、これより議案第60号、議案第61号、議案第66号を一括して採決いたします。

本案は原案のとおりに決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第60号、議案第61号、議案第66号は原案のとおり可決すべき

ものと決定いたしました。

次に、議案第63号 那珂市個人情報の保護に関する法律施行条例及び議案第64号 那珂市情報公開条例並びに議案第65号 那珂市情報公開・個人情報保護審査会条例は、関連があるため、一括して議題といたします。

執行部より説明を願います。

総務課長 それでは、議案第63号をご覧いただきたいと思います。

議案第63号 那珂市個人情報の保護に関する法律施行条例。

那珂市個人情報の保護に関する法律施行条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由でございます。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により個人情報の保護に関する法律の一部が改正され、国の行政機関等だけでなく地方公共団体も適用対象となることに伴い、同法の施行に関し、必要な事項を定めるため、本条例を制定するものでございます。

資料飛びまして、5ページをお開き願います。

説明資料、議案第63号でございます。

改正後の個人情報の保護に関する法律による個人情報保護制度について、ご説明させていただきます。

1番、個人情報保護制度の全体像としまして、法改正により、国の行政機関、独立行政法人等民間事業者及び地方公共団体等において、これまで別々の法律、条例によって運用されてきておりました個人情報保護制度が、改正後の個人情報の保護に関する法律による全国的な共通ルールで運用されることとなります。また、改正法の施行後は、国の個人情報保護委員会が個人情報保護制度を一元的に所管することとなります。

2、法改正に伴う対応でございます。

那珂市個人情報保護条例に規定していた内容の多くが改正法に規定され、現在の個人情報保護制度の運用から大幅な変更が生じるものではございません。ただし、新たな義務として、地方公共団体はどのような個人情報を取り扱っているかを示す個人情報ファイル簿を作成、公表すること等が追加されるものです。

4ページをご覧いただきたいと思います。

条例の概要でございます。主なものをご説明いたします。

本則の第2条、開示請求に係る手数料等でございますが、改正法において、条例で定めることとされている開示請求の手数料の額は無料とします。ただし、個人情報を記録した文書の写しを作成する費用及びその送料に要する費用は、開示請求者の負担とするものといたします。

それから、その下でございます。附則でございます。

附則第1項、施行期日でございます。

施行期日は、令和5年4月1日から施行するというものでございます。

その下の第2項でございます。那珂市個人情報保護条例の廃止でございます。

改正法の施行に伴い、現在の個人情報保護制度について定めた那珂市個人情報保護条例を廃止するものいたします。

それから、第4項、第5項でございます。それぞれ、那珂市協働のまちづくり推進基本条例の一部改正、那珂市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正で、個人情報の適正管理のため遵守すべき規定の引用先を改めるというもので、そちらを那珂市個人情報保護条例から個人情報の保護に関する法律に変更いたします。

2ページが那珂市個人情報の保護に関する法律施行条例、3ページが附則で改正する那珂市協働のまちづくり推進基本条例と那珂市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の新旧対照表になります。

議案第63号については以上でございます。

次に、引き続き議案第64号についてご説明いたします。

議案第64号 那珂市情報公開条例。

那珂市公文書の開示に関する条例の全部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由でございます。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により個人情報の保護に関する法律の一部が改正され、これまで那珂市個人情報保護条例に基づき実施してきた個人情報開示制度が同法に基づき実施されることに伴い、個人情報開示制度と行政文書開示制度の整合を図る必要があることから、那珂市公文書の開示に関する条例の全部を改正するものでございます。

2ページから8ページまでが条例でございます。

9ページが新旧対照表、10ページから12ページが条例の概要でございます。

10ページをご覧いただきたいと思っております。

改正の概要でございます。

まず、条例の構成及び表現を行政機関の保有する情報の公開に関する法律及び茨城県公開条例に倣って全部改正します。

現行条例からの主な変更点は、第2条、定義。公文書の定義の見直しでございます。法における定義と合わせ、現行条例の公文書から官報、白書、新聞等販売することを目的として発行されるものと歴史的もしくは文化的な資料、学術研究用の資料等を公文書から除いたものを行政文書として規定し直します。

第5条でございます。開示請求権の拡大でございます。現行条例では、行政文書の開示請求権を市民等、市民、市内の事業者、市内に通勤、通学する者及び市の行う事務事業に利害関係を有する者に限定しておりましたが、行政文書開示制度の趣旨に鑑み、何人

も開示請求することができるものとしします。

第7条でございます。不開示情報の整理でございます。法に基づき実施されることとなる個人情報開示制度との整合を図るために不開示情報を法の規定と合わせます。

主な改正点等は以上でございます。

それから、11ページになります。

附則で、施行期日を令和5年4月1日としております。

議案第64号の説明は以上でございます。

続きまして、議案第65号について、ご説明いたします。

議案第65号 那珂市情報公開個人情報保護審査会条例。

那珂市情報公開個人情報保護審査会条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由でございます。

那珂市情報公開条例及び個人情報の保護に関する法律に基づき行う行政文書及び個人情報の開示決定等に対する審査請求について、実施期間から諮問に応じ、調査、審議を行う機関として那珂市情報公開個人情報保護審査会を設置するため、本条例を制定するものでございます。

2ページから5ページまでが条例、6ページが附則の新旧対照表、7ページから9ページが条例の概要となります。

7ページをご覧ください。

条例の概要でございます。

条例の概要の主なものでございますが、本則の第2条で、所掌事項で審査会の所掌事項を規定します。審査会は、那珂市情報公開条例及び個人情報の保護に関する法律の規定による諮問に応じ、審査請求について審査し、答申します。

次のページ、8ページをお願いいたします。

附則の第1項で、施行期日を令和5年4月1日から施行いたします。

第2項で、那珂市公文書開示個人情報保護審査会条例の廃止。全部改正される那珂市公文書の開示等に関する条例及び廃止される那珂市個人情報保護条例の規定による諮問等を所掌事項としている那珂市公文書開示個人情報保護審査会条例を廃止するをいたします。

以上、議案第63号、64号、65号を一括して説明させていただきました。よろしく願います。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

採決の前に委員の皆様にお諮りいたします。

ただいまの議案3件につきましては、関連するものでありますので、3件を一括して採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしとのことですので、これより議案第63号、議案第64号、議案第65号を一括して採決いたします。

本案は原案のとおりに決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第63号、議案第64号、議案第65号は原案のとおりに可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。再開を11時20分といたします。

休憩(午前11時8分)

再開(午前11時19分)

委員長 再開いたします。

市民課が出席いたしました。

議案第72号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

執行部より説明を願います。

市民課長 市民課、課長の関です。ほか2名が出席しております。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第72号をご覧ください。

那珂市公の施設の指定管理者の指定について。

指定管理者の指定について、下記のとおり指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

提案理由でございます。

那珂聖苑の管理について、現在の指定管理期間が令和5年3月31日に満期となることから、改めて指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次のページをお開き願います。

説明資料に従って説明させていただきます。

1、指定管理者に管理運営を行わせようとする公の施設の名称及び所在でございます。施設の名称は那珂聖苑、所在地は堤1020番地1になります。平成13年に竣工し、火葬場と斎場を併設した施設になります。

次に、2、指定管理となる団体の概要になります。名称は、タカラビルメン・五輪共同グループになります。代表団体は、タカラビルメン株式会社、所在は龍ヶ崎市中根台4丁目10番1でございます。斎場関連事業や病院運営サービス、ビルメンテナンス事業など、総合サービスを幅広く提供している会社でございます。斎場の実績につきましては、記載のとおりでございます。構成団体は、株式会社五輪、所在地は富山県富山市奥田新町12番3号でございます。火葬炉メーカー株式会社宮本工業所の系列会社としまして、全国で約200か所以上の拠点を持つ斎場運営及び管理、設備、保守管理を行う会社でございます。斎場の実績は記載のとおりでございます。

次に、3ページをお開き願います。

3、指定の期間でございますが、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間といたします。

次に、4、指定管理料でございますが、1億7,810万円になります。なお、指定管理を行う業務といたしましては、施設の受付及び利用許可、火葬に関する業務、葬儀式場に関する業務、施設及び設備の維持に関する業務になります。

次に、5、申請団体でございます。那珂市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第2条の規定の基づき指定管理者の公募を行ったところ、申請団体はタカラビルメン・五輪共同グループの1団体でございました。

最後に、6、指定管理者の選定でございます。指定管理者の選定につきましては、10月12日に那珂市指定管理者選定委員会を開催して、申請書類とプレゼンテーションについて審査を行いました。審査の結果、県内外の火葬場運営の実績を多数有しており、実績に基づく施設の管理運営体制が充実していること、緊急時の対策体制が確立していることなどが評価され、タカラビルメン・五輪共同グループを適当と認め、選定したものでございます。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

1点だけいいですか。

これ今も指定管理になっていますよね。結局継続するような形なんですか。

市民課長 改めて募集を行いまして選定したものになりますので、結果的に同じ会社にはなりませんが、そういうことになります。

委員長 ほかございませんか。

(なし)

委員長 なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第72号を採決いたします。

本案は原案のとおりに決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第72号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。執行部はありがとうございます。

休憩(午前11時25分)

再開(午前11時25分)

委員長 再開いたします。

その他として、初めに、茨城県市議会議長会より、令和4年度の第2回議員研修会の開催通知が来ておりますので、事務局より説明を願います。

次長補佐 それでは、今発信しました令和4年度第2回議員研修会の開催についてをご覧ください。

茨城県市議会議長会から令和5年2月15日、第2回の議員研修会ということで、内容となります。講演開始は午後3時15分から、場所はホテルマロウド筑波になります。講師はプラニク・ヨゲンドラ先生という方で、茨城県立土浦第一高等学校附属中学校の副校長をされている方でございます。こちら、演題については調整中となっておりますが、昨日通知のほうが出来まして、演題が「教育日本一茨城スタイル、明日の茨城を支える教育とは」という題名でございます。

説明は以上でございます。

委員長 当委員会から1名を派遣したいと思いますですが、どなたか行きたい方はおりますでしょうか。

では、当委員会からは關副委員長が行くということで決定いたします。よろしくお願いいたします。

次に、議員と語ろう会についてですが、11月2日の総務生活常任委員会で皆様の意見をいただき、1、意見要望として賜り、執行部に伝えるもの、2、質問内容として調査し、回答が必要なもの、3、意見として聞くのみで対応しないものの、この3つに分類いたしました。その中で、執行部に伝えるもの、回答が必要なものに対しては、各常任委員会で取りまとめたものを議会運営委員会に報告し、議会だより及びホームページ等で掲載していくこととなっております。本日は、そのときに行われた分類を基に、私と關副委員長の間で取りまとめました案につきまして、皆様にお諮りしたいと思っております。

では、初めに意見、要望についてですが、ご意見ございますか。

しばらく考える時間が必要でしょうから、暫時休憩いたします。

休憩（午前11時28分）

再開（午前11時51分）

委員長 再開いたします。

では、今まとめた内容で当委員会の執行部への要望として議会運営委員会に報告することでもよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ声あり）

委員長 では、そのように決定いたします。

次に、回答を求められるものとして分類したものになりますが、こちらはいずれも太陽光発電関連施設のものとなります。こちらについては、当委員会の調査事項で関連があることから、執行部に回答を求めるよりは当委員会が回答するほうがよろしいかと思えます。つきましては、回答案ですが、当委員会としては調査事項として太陽光発電施設設置に関する条例の制定を市に提言するか調査しており、皆様からいただいたご意見等を含め、他市の制度を、問題点やトラブルとなっている事案などを調査しながら、今後もこの案件に取り組んでまいりますとしたものを作成したもので、このほか、このようなことを盛り込んだほうがいいというものがあれば、ご意見をお願いいたします。

今のでよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ声あり）

委員長 では、この内容を当委員会の回答案として議会運営委員会に報告することでもよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ声あり）

委員長 では、そのように決定いたします。

なお、今回の内容は議会のホームページや議会だよりで掲載することとなりますが、議会だよりに掲載する内容につきまして、文字数や他の委員会とも調整する都合上、全部載せることは難しいと思えますので、報告の内容については、私が議会運営委員会の委員でありますので、一任いただくことでもよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ声あり）

委員長 ありがとうございます。

もう一つありますので、一度休憩挟みます。暫時休憩いたします。

休憩（午前11時54分）

再開（午後0時1分）

委員長 再開いたします。

魅力あるまちづくり、ただいまご提案いただいた回答、事務局のほうからちょっと言っていたいてよろしいでしょうか。

次長補佐 では、先ほどの魅力あるまちづくりの答えというかになりますけれども、左側の意

見のほうを使いまして、魅力あるまちづくりを、10年、20年後を見据え、中長期的かつ抜本的な政策を議会としても提言し、人口対策に取り組んでいきたいというような回答でどうでしょうか。

委員長 よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ声あり）

委員長 あと、先ほどの続きになりますが、議会だよりにこれは載せてほしいというものがありますか。

（なし）

委員長 では、意見のあった案件などを含めて、私のほうで議会運営委員会に報告いたします。

次に、調査事項になりますが、太陽光発電の設置につきまして、先ほどの件も含め、次の段階としては他市の条例制定で何が変わったのか、トラブルはどのようなものがあるのかを調査することとしております。先日のニュースでは、古河市で太陽光発電施設設置に関して住民とトラブルとなっているとの報道があり、市側でも対応が不十分だったと説明しております。県内では、既に17自治体で太陽光発電に関する条例が制定されておりますので、まずは県内の自治体の現状を調査しまして、その後、全国の太陽光発電施設設置に関する条例を制定している自治体を調査し、那珂市に環境や状況に近い自治体を調査、研究していくのもいいかと思いますが、皆さんのご意見を伺います。

また、参考資料といたしまして、一般社団法人地方自治研究機構で公表しております太陽光発電施設設置に関する条例をつけております。事務局で県内自治体や、県外でも当市の参考になるような自治体に色をつけてもらっていますので、ご参照いただければと思います。

暫時休憩いたします。

休憩（午後0時5分）

再開（午後0時11分）

委員長 再開いたします。

ただいまいろいろお話ありましたが、県内、やはり先行して行っている自治体、石岡市、土浦市、結城市などを含めて、あと最近施行した桜川市、下妻市。受け入れていただければなかなかこれ現実にならないですけれども、その辺を中心に、事務局と調整しながら、副委員長と調整しながら進めていくということでよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ声あり）

委員長 この時期なんです、1月、2月、そのぐらいの調査となりますが、その件に関してもご了承いただけますか。

（「はい」と呼ぶ声あり）

委員長 県外の視察は、4月に統一地方選挙があるため、5月以降になる予定となります。

あと、何かその他ございますか。

(なし)

委員長 何もなければ、本日の議題は全て終了いたしました。

以上で総務生活常任委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会（午後0時14分）

令和5年2月21日

那珂市議会 総務生活常任委員会委員長 富山 豪